

いまこそ、憲法の平和的民主的原則

を守りぬきましよう

—— 会員のみなさんに訴えます ——

にいがた県民教育研究所常任理事会

日本国憲法の平和的民主的の原則は、日本国民の願いと日本帝国主義が二千万人もの犠牲を与えたアジア諸国民の熱い願望のうえに支えられてきました。

ところが、昨年PKO法によって自衛隊をカンボジアに派兵して以来、いまや、日本共産党をのぞく新党をふくむすべての政党が、「改憲」を声高に公然と唱えています。日本が世界に誇る平和憲法は、その第九条を中心にかつてない危機的状況にあります。

渡辺外相は「国際紛争に自衛隊が飛び出していくるように……憲法が邪魔になるなら直したらいい」といい、市川公明党書記長は「第九条をタブー視する必要はない」、大内民社党委員長は「混乱の根源が憲法にあるなら、だれが読んでもわかるようにしないといけない」、さらに、細川日本新党代表は「海外での治安維持活動に我が国が参画することを是認

する条項を日本国憲法に」といっています。

経済同友会など財界は、アメリカを中心とする「新しい主導的役割を果たすために世界秩序」において日本が憲法論議を求める提案をしました。また、社会党までが「創憲」と称してそれらに唱和しています。山花委員長は「憲法に準ずる『安全保障基本法』をつくり、自衛隊を合法化する」といいました。これでは第九条は意味を失います。

わたくしたちは、当研究所の「設立趣意」で、研究所の基本的立場を憲法と教育基本法におき、基本的人権と人間の尊厳の擁護、地方自治の発展を目標にかかげました。

また、戦後の民主的な教育の枠組みが、憲法と教育基本法であり、その内容が「子どもについての正しい発達観の確立」「民主教育の確立」「平和教育の推進」であることは、法的にも実際としても、あまねく国民が承認・合意してきたところです。

いま、このような憲法の危機的状況に際会して、それを克服するために、当研究所として多くの団体や個人と共同して奮闘することを宣言するとともに、会員のみなさんがともにその闘いに参加されるよう呼びかけるものです。

一九九三年四月一〇日